

香取市防災士資格取得支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、地域における防災力の向上の担い手となる人材を養成するため、防災士の資格を取得した者に対し、当該資格の取得に要した費用を予算の範囲内において補助金を交付することについて、香取市補助金等交付規則（平成18年香取市規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、「防災士」とは、特定非営利活動法人日本防災士機構（以下「機構」という。）が防災士として認証した者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、当該年度中に防災士となった者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住所を有する者
- (2) 市内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (3) 市内に存する学校に在学する者
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(補助対象経費及び補助金の額等)

第4条 補助の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

- (1) 機構が認証した研修機関で実施する防災士研修講座受講料
- (2) 機構が実施する防災士資格取得試験受験料
- (3) 機構への防災士登録料

2 補助金の額は、前項に規定する補助対象経費の合計額とし、2万円を限度とする。

3 補助金の交付は、1人につき1回限りとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条の規定により補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、香取市防災士資格取得支援補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 防災士認証状又は防災士証の写し
 - (2) 前条第1項に規定する補助対象経費の領収書の写し
 - (3) その他市長が必要と認める書類
- (交付の決定)

第6条 市長は、規則第4条の規定により補助金の交付を決定したときは、香取市防災士資格取得支援補助金交付決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求等)

第7条 申請者は、規則第12条及び第13条の規定にかかわらず、補助金の交付を請求することができる。この場合において、申請者は、香取市防災士資格取得支援補助金交付請求書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 前項の請求書は、補助金の交付の決定を受けた日の属する会計年度の3月31日までに提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、補助金の全部又は一部をその者から返還させることができる。

(補助金の交付を受けた者の責務)

第9条 補助金の交付を受けた者は、地域の防災活動及び市が実施する防災に関する施策に積極的に協力するものとする。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行する。